

次世代育成支援のさらなる推進を求める意見書

現在、合計特殊出生率は人口を維持するのに必要な水準を割り込み、社会経済全体への深刻な影響が予想されている。対策として、次世代育成支援対策推進法が施行され、男女ともに働きやすい環境が整備されることで、男女共同参画の進展と少子化に対する歯どめが期待されたものの、いまだ不十分な状況である。

第一に、同法が常時雇用労働者301人以上の一般事業主に次世代育成支援行動計画の策定を義務づけ、一歩前進したと言えるものの、約470万社と全企業数の99%以上、雇用者は約3,000万人と全雇用数の約70%を占める、雇用労働者300人以下の中小企業、事業主は努力義務にとどまり、検討すらしていない事業主も多い。

第二に、国の行動計画指針は、一般事業主行動計画の内容にとどまり、行動計画周知のあり方は全く記載されていない。よって地方自治体による情報提供は、自治体全体としての足並みがそろわずに濃淡がある。

第三に、大企業と比較し、子育てによる人員面の損失担保について、経営規模の面で基礎体力に差があることから容易ではない。そのため、自治体が策定に向け、認定目標率を設定し働きかけを行うものの、行動計画を策定できる中小企業は限られ、動きが鈍く達成が困難である現実は明らかである。

兵庫県で実施された中小企業調査では、計画未策定が70%を超えており、その理由として計画自体知らない、どう計画を策定したらよいかわからないを合わせ、約50%となる。他の自治体アンケートでも類似した傾向が示され、そのほか法的義務がないことや、負担軽減の援助が不十分であることも挙げられている。

既に、18年5月全国知事会は次世代育成支援対策に関する提言を発表し、法人税の優遇措置の創設、策定義務の300人以下への拡大、行動計画の公表義務づけを求めている。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、中小企業、事業主の次世代育成支援をさらに推進するため、下記の事項を実施するよう、強く要望する。

記

- 1 行動計画指針を改定し、現状の行動計画策定の報告届け出のみにより、効果の乏しい形式的計画が安易に策定されないよう、実際の行動計画の開示義務づけにより、計画の検討から策定まで、わかりやすく一貫した情報提供及び支援体制を全国に整備すること。
- 2 費用負担軽減に向け、中小企業に対する既存の融資など各種優遇制度、費用補助や助成金、奨励金等支援制度を拡充し、さらに誘導的な減税など税制優遇を導入するなど、自発的な行動計画策定を促すこと。

- 3 前項の各種対策を実施した後、次世代育成支援対策推進法を改正し、雇用労働者300人以下の中小企業、事業主に対する、一般事業主行動計画策定の努力義務規定を外し、策定を義務とすること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年12月22日

三鷹市議会議長 石 井 良 司

